

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年6月10日京都市条例第4号）（市会事務局政務調査課）

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、同法の施行の日から施行することとしました。

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年6月10日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 4 号

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法」に、「に規定する」を「の規定に基づき定めた」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。

（市会事務局政務調査課）